

# 幼少年キャンプ研究会カウンセラーユニオン会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称を幼少年キャンプ研究会カウンセラーユニオン（以下CU）とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、茨城県つくば市大曾根3765-4におく。

(会員)

第3条 本会の会員条件は、以下の通りとする。

(1) 以下の条件を満たすキャンプ参加者

- 1) 高校1年生以上であること
- 2) 保護者が賛助会員であること
- 3) 花山キャンプもしくはつまごいスキーキャンプに3回以上参加していること
- 4) キャンプ・スキー指導に興味があること

(2) 野外教育に関する分野を専攻している大学生・大学院生

(3) キャンプ指導に興味があり将来キャンプ指導者を目指そうとする大学・大学院生

(4) その他本会がふさわしいと認めるもの

(目的)

第4条 本会は市民を対象に、野外教育指導者・研究者の育成を目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼少年キャンプ研究会事業へのスタッフ派遣
- (2) 月例会
- (3) 研修合宿
- (4) ニュースレターの発行
- (5) HPの管理・運営
- (6) Visionへの記事掲載
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な行事

## 第2章 役員

(役員の種類)

第6条 本会運営のために次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 本会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長 若干名 会長を補助し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 監査 1名 本会の事務及び会計を監査する。
- (4) 顧問 若干名 会長に助言し、時に会長に代わって会務を総理する。

(5) その他役員 若干名 必要に応じて設置し、会長が委嘱する。

(役員任期と選出方法)

第7条 役員任期は1年とし、再任を認めない。役員は、役員会の互選によって選出し、当該年度の会長が次年度の役員を委嘱する。

### 第3章 総会

(総会の種別)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は、毎年12月の月例会に合わせて行う。

臨時総会は、会長が必要と認めるとき、会員から議会の目的たる事項を示して請求があったときに翌月の月例会に合わせて開催する。

(総会の招集)

第9条 総会は、会長が招集する。総会を招集するときには、会員に対し、会議の目的及びその内容、並びに日時及び場所を示し、前月の月例会までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 会則等の改正に関する事項
- (4) 役員人事に関する事項
- (5) その他の重要事項

(総会の議決)

第11条 総会の議事は、出席した会員の過半数を以て決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成する。

### 第4章 役員会

(役員会の構成)

第13条 役員会は、役員を以て構成する。

(役員会の権能)

第14条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第15条 役員会は、月例会に合わせて開催する。

## 第5章 会計

(運営)

第16条 本会は、会費の徴収は行わず、経費が発生した場合はその都度受益者から徴収する。

第17条 徴収した経費から発生した余剰金は、会務の運営に活用できる。

(年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

制定 平成22年12月1日

改訂 平成24年9月30日